

2014年1月1日

ISOメルマガ原稿(140101)

ISO9001・ISO14001の改正状況(15) ISO14001CD2適用範囲

ISO14001・CD2が発行され、適用範囲の記述も少しばかり変わりましたので、その内容を紹介してみましよう(当センターによる速報版であり、公式なものではありません)。

1. 適用範囲

(1) 環境マネジメントシステムの要求事項を規定

この国際規格は、次の事項によって、組織が持続可能な発展に貢献できる枠組みを計画し、確立し、実施し、維持を目指す環境マネジメントシステムの要求事項を規定する。

- －汚染の予防及び環境の保全
- －順守義務を満たすコミットメントを実証する、及び
- －環境パフォーマンスの改善を実現する

(2) いかなる組織にも適用可能

この国際規格は、規模、形態、性質に関わりなく、いかなる組織にも適用可能であり、また、組織がそのバリューチェーンを通じて管理できる、又は影響を及ぼすことができると決定した環境側面に適用することを意図している。この国際規格はそれ自身で特定の環境パフォーマンス基準には言及しない。

(3) 組織のマネジメントシステム及びその事業プロセスに統合されることを意図

この国際規格の要求事項は、組織のマネジメントシステム及びその事業プロセスに統合されることを意図している。これらの要求事項が適用される範囲は、組織が運営管理する状態(利害関係者を含む)、環境方針のコミットメント及び組織の活動、製品及びサービスの性質のような要因に依存している。

(4) 適用除外はない

この国際規格は、その要求事項のいずれかを除外する規定はない。

(5) 適合の表明

組織は、以下によりこの国際規格との適合を示すことができる。

- 1) 自己決定し、自己宣言をする、
- 2) 適合について、組織に対して利害関係をもつ人又はグループ、例えば顧客などによる確認を求める、
- 3) 自己宣言について組織外部の人又はグループによる確認を求める、
- 4) 外部機関による環境マネジメントシステムの認証／登録を求める。

以上

参考:ISO9001及びISO14001の次期改正についてのこれまでのメルマガの記事は次に掲載されています。

・http://kanagawa-touroku.org/p/9000/?page_id=880